

障がい者の福祉用具を給付します

問 福祉課 障がい福祉係

☎ 7733-6667  
F 7733-6723

障がい者や難病患者などに対して福祉用具を給付します。給付は、補装具と日常生活用具の2つの制度があります。用具の品目は障がいの種類や程度によります。

品目ごとに基準額があり、原則として基準額（見積額が基準額を下回る場合は見積額）の1割の自己負担があります。（所得に応じた負担上限額あり）

注意

- ・ 所得制限があります。
- ・ 介護保険制度で福祉用具の貸与を受けることができる人は対象外。
- ・ 必ず購入前に申請してください。

補装具の給付

身体障がい児・者の身体の欠損や損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入、修理、借受けに必要な費用を支給します。

補装具の例

義肢（義手、義足）、装具（上肢、体幹、下肢）、視覚障がい者用安全杖、義眼、眼鏡、歩行器、補聴器、車いす、座位保持装置、重度障がい者用意思伝達装置ほか

対 身体障害者手帳の交付を受けてい

る人、難病患者など  
申請に必要なもの

申請書、補装具費支給意見書、見積書、身体障害者手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証も必要）

日常生活用具の給付

在宅で生活する障がい児・者と難病患者に日常生活用具を給付します。

日常生活用具の例

- ・ 視覚障がい…点字タイプライター、ポータブルレコーダー、時計など
- ・ 聴覚障がい…屋内信号装置、通信装置（ファックス）、人工内耳用電池など
- ・ 肢体不自由…体位変換器、訓練ベッドなど
- ・ 呼吸器機能障がい…ネブライザー、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車
- ・ ぼうこう、直腸機能障がい…ストーマ用装具
- ・ 知的障がい…頭部保護帽

申請に必要なもの

申請書、見積書、カタログなどの写し、身体障害者手帳か療育手帳（難病患者などは診断書か特定医療費受給者証も必要）

8月の城内診療所 診療担当医師(予定表)



受付・診療時間 午前：月～土曜日 〈受付〉8:00～11:00 〈診療〉9:00～  
午後：火～木曜日 〈受付〉12:30～15:00 〈診療〉13:30～

※月・金曜日の午後は新型コロナワクチン接種のため休診となります

◎来院時はマスクの着用をお願いします。

問 城内診療所 ☎ 775・2009

月		火		水		木		金		土		日
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	休診日
1日		2日		3日		4日		5日		6日		7日
高橋	※	田中		松田		高橋		高橋	※	休診		休診
8日		9日		10日		11日		12日		13日		14日
高橋	※	田中		田中		休診		高橋	※	福本	休診	休診
15日		16日		17日		18日		19日		20日		21日
高橋	※	田中		高橋		高橋		高橋	※	休診		休診
22日		23日		24日		25日		26日		27日		28日
休診		田中		松田		田中		高橋	※	高橋	休診	休診
29日		30日		31日	午前のみ自宅まで送迎します。（原則、城内・五十沢・大巻・大崎地区）電話か窓口でお申し込みください。							
高橋	※	田中		松田								